

## 第4回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第100号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

### 反対討論

議員報酬問題に端を発した市長の対応には市民から批判の声が挙がっているにもかかわらず行政全般の反省も含むとしたが、議員報酬引上げ条例の提案者としての責任については、3月議会で自身自身の給与の引上げを提案しなかったことを挙げ20%は妥当だと述べました。私は、財政に目に見える形で実行するよう提案したが、あらためて市長給与の大幅な削減を要請して反対とします。

### 反対討論

本来、市長が道義的責任として替えられるものは、まちづくりであり、市長報酬を下げるものならば、行財政改革によるものだけではありません。その責任について市民から進退の審判を受ける選挙こそが地方自治の制度であります。本議案を任意提案されたことまで

は、道義的責任として評価できるものもありますが、原案を可決することは、地方自治法における首長の職権行使の独立について当市議会も侵害してしまうものであります。私は、この議案可決が地域の停滞を招かぬよう反対をします。

### 賛成討論

市長は、自らがその姿勢を示して、このまちにどうしても誠意を示したいという心意気で今回提案されたものであり賛成します。

○議案第110号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部改正について

### 反対討論

後期高齢者医療制度の導入に伴い前期高齢者と呼ばれる年金受給者65歳から74歳までの被保険者である世帯主から国保税を年金から天引き（特別徴収）することができるといふ条例だが、このようにはやり方は、国の法改正に基づくとはいえず、追従して賛成などできません。

### 賛成討論

後期高齢者広域医療制度については、高齢者の皆さんには、安心

して医療を受けることが出来ます。また、将来の年金受給が問題になってくる次世代のためにご理解をいただき、将来を担う若者が日本に夢や希望が持てるようご協力を切に願ひ、高齢者医療制度を安定させる本議案について賛成いたします。

○議案第113号 平成19年度かすみ がうら市一般会計補正予算（第4号）

### 反対討論

合併特例債事業の第1号の宍倉下稲吉線の跨線橋建設のための交通量や費用対効果など必要性や方向性を調査するとあるが、調査する以前になぜ財政シミュレーションをしないのか。合併特例債はあくまで借金であり後年度に負担をもたらすものです。この事業は跨線橋建設だけではなく、アクセス道路を含むと莫大な建設費用が掛かることは明らかで、この委託費はムダづかい予算であり、反対です。

○議案第120号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について及び議案第121号かすみ がうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

### 反対討論

かすみがうら市生産物直売所は市の特産品等を展示、直売することによって、地域特産物への理解と消費拡大を図るとともに、地場産業の振興と観光客の誘致を促進することを目的としています。また、活性化センターにしても、何故いま指定管理者に代行しなければならぬのか明確な根拠がありません。市当局は、市内外に広くこれを紹介し、地域特産物への理解と消費拡大を図ることを真剣に考え住民サービスに資するののか疑問であり、行政の民間任せの姿勢には反対です。

○議案第120号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

### 賛成討論

行政改革に伴い、経常費を削減しなければ将来事業を推進できない緊縮財政において、行政改革の一角を担うこれら指定管理者制度の率先した取り組みは、大変評価できるものであります。この施行が歳出削減となると共に市民サービスの向上策として指定管理者の選定において、当市初の試みとしても十分な審査を行いより良くな

るものとして選定を行った経過が備わっているためです。本件は民間事業者の活力やノウハウを手本とすることに期待し、当市の税収向上への期待と共に積極的な行政改革となる本議案について賛成いたします。

○議案第122号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

**反対討論**

当市水族館は霞ヶ浦の生態系を市民だけではなく広く県民・国民に知ってもらう貴重な公共施設です。いわゆる観光目的だけではなく、学校教育施設及び霞ヶ浦生態系の研究施設としての役割が望まれています。重要な公の施設を、公共性を持たない営利を目的とする民間企業にまかせることが、当市の将来に資するのか、何よりも自治体の責任が果たせるのか大いに疑問です。よって水族館の指定管理者への移行には反対です。

○請願第8号 妊婦無料検診の充実を求める請願書

**賛成討論**

就学前までの子どもの医療費無料制度の所得制限については、撤

廃を求める声が広がっています。現在所得制限に掛かる対象者は約600人で、全体の2割ですが、その所得の制限額は401万円、扶養1人いれば431万円です。県内でも牛久市や潮来市、城里町などが所得制限をなくしています。かすみがうら市が所得制限を撤廃するのに2,000万円あれば可能です。大型事業を抑えて、市民生活に結びついた事業を重視した施策や入札制度改革で生み出された落札差金などの活用を行えば財源は確保できます。子ども医療費所得制限を撤廃して、子育てしやすいかすみがうら市をつくろうではありませんか。この施策が引いては地域の活性化に繋がります。

○陳情第10号 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情書

**賛成討論**

今、地方財政は危機的な状況にあります。地方財政危機の主要な原因は、第一に、公共事業の地方債償還が重くのしかかっていること、第二は、三位一体の改革です。

三位一体の改革では、大企業本位の財政運営と国の財政再建を優先

させて自治体財政を削減したことです。ところが「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」は、自治体財政運営に大きな影響を与えるものと予想されます。この法律は財政の健全化が目的であり、住民が安心して住み続けることのできる地域・自治体の再建策ではありません。国は国民のくらしと権利を守り国民に対して生活向上を図り、自治体が地域実態に応じた施策の展開を図れるように、財源保障を行うことを基本とすべきであります。この陳情について、住民のくらしを守る自治体財政の確立を求めるもので賛同いたします。

○陳情第11号 斎場移転計画に伴う要望書

**賛成討論**

石岡地方斎場移転計画は、石岡市染谷中島地区に移転する計画で進められようとしています。土地取得の計画が問題です。9月20日には、元石岡市議34名が、管理者である石岡市長に対し、計画変更の申し入れを行っています。移転予定地の土地取得額が「実勢の3倍以上で不適切」と主張していますが、この移転事業の財源についても、管理者側は、合併特例債

を活用する考えですが、私は後年度の負担を考えれば現有施設での全面的な改修・改築で充分可能だと考えています。要望書にもあるように当然、民業圧迫は避けるべきであり賛同いたします。

○委員会発議第3号 道路財源の推進と財源の確保に関する意見書（案）

**反対討論**

道路特定財源は半世紀前に、整備が急務だという理由で臨時措置法としてスタートした制度です。本来に必要な道路は一般財源で建設できます。慢性化している国道6号バイパスや国道354号整備は一般財源化されてしまったら整備ができなくなるといってはなりません。道路特定財源は高速道路中心で、生活道路整備にはほとんど使われていないのが現状です。巨額の税収をあてにして無駄な道路をつくり続け、浪費の温床となってきた道路特定財源をやめ、使い道特定しない一般財源として、社会保障などの予算にも回せるようにすることは国民的な重要課題です。よって、道路特定財源確保を前提とした今回の意見書案には賛成できません。